

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）……………	1

公布された法令のあらまし

●県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

特定非営利活動促進法及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部改正により、特定非営利活動法人が提出する書類の見直しが行われること、当該法人が運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして知事の認定又は仮認定を受ける際に提出する書類が新たに規定されること等に伴い、当該書類を提出する際の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第16号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則（平成10年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第41条第3項」の右に「（法第64条第7項において準用する場合を含む。）」を加え、「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第29条第1項」を「第31条第1項」に、「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第28条」を「第30条」に、「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出しを「（清算中における清算人就任届出書）」に改め、同条中「第27条第1項」を「第29条第1項」に、「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第26条第1項」を「第28条第1項」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「（事業の成功の不能による解散認定申請書）」に改め、同条中「第25条」を「第27条」に、「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第10条とする。

第8条を削る。

第7条中「第22条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書等）

第8条 条例第24条第1項（条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）の提出書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 条例第24条第2項及び第3項の写しの部数は、1通とする。

第6条の見出しを「（定款変更届出書等）」に改め、同条中「第21条」を「第23条第1項（条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第23条第2項の副本の部数は、1通とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「法」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「変更等届出書」を「変更等届出書等」に改め、同条中「第19条第1項」を「第21条第1項（条例第38条第1項及び第44条において準用する場合を含む。）」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第21条第2項の副本の部数は、1通とする。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「（設立登記等完了届出書等）」に改め、同条中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）」を「条例第19条第1項」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第19条第2項の登記事項証明書の写し及び財産目録の副本並びに同条第3項の認証に関する書類の写しの部数は、それぞれ1通とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（縦覧期間中の補正書等）

第3条 条例第18条第2項（条例第22条第3項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の補正書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第18条第4項（条例第22条第3項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の副本の部数は、1通とする。

第16条の次に次の9条を加える。

（認定申請書等）

第17条 法第44条第2項の申請書の様式は、様式第15号のとおりとする。

2 条例第35条第2項の副本の部数は、1通とする。

（認定の有効期間の更新申請書等）

第18条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第16号のとおりとする。

2 条例第37条第2項の副本の部数は、1通とする。

（非所轄法人の定款の変更の認証に係る提出書）

第19条 条例第38条第2項の提出書の様式は、様式第17号のとおりとする。

（代表者の氏名の変更届出書）

第20条 条例第39条の届出書の様式は、様式第18号のとおりとする。

（役員報酬規程等の提出書等）

第21条 条例第40条第2項の提出書の様式は、様式第19号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

（助成金支給書類等の提出書等）

第22条 条例第41条第2項の提出書の様式は、様式第20号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

2 条例第41条第3項の提出書の様式は、様式第21号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

（仮認定申請書等）

第23条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第22号のとおりとする。

2 条例第43条第2項の副本の部数は、1通とする。

（認定特定非営利活動法人の合併についての認定申請書等）

第24条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第23号のとおりとする。

2 条例第45条第2項の副本の部数は、1通とする。

（提出書類の規格）

第25条 この規則に定める様式（様式第14号を除く。）のほか、法及び条例の規定により提出する書類の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

様式第1号中

「

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
----------------------	--

」

を

「

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地	

」

に改め、同様式注1中「欄」の右に「及び「特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地」の欄」を加え、同様式注2(4)イを削り、同様式注2(4)ウ中「及びイ」を削り、同様式注2(4)ウを同様式注2(4)イとし、同様式注2(10)中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。

様式第6号を削る。

様式第5号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、「第25条第6項」の右に「(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」を加え、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

2 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第25条第6項の当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付してください。

なお、変更後の定款は、2通(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により非所轄法人(県民ボランティア活動の促進等に関する条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。)が届け出る場合は、1通)を添付してください。

様式第5号を様式第6号とする。

様式第4号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式注2中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式注3(3)中「法第14条の設立の時」を「法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条」に、「法第35条第1項」を「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項」に改め、同様式注に次のように加える。

4 法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人が申請する場合を除く。)、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 法第49条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の認定又は仮認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し
 - ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - イ 前事業年度の次に掲げる事項を記載した書類
 - (7) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (8) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (9) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - b 役員等との取引
 - (10) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (11) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (12) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (13) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が20万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する次の書類の写し

ア 助成金の支給の実績を記載した書類

イ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合は、その実施日）を記載した書類

様式第4号を様式第5号とする。

様式第3号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、「第23条第1項」の右に「(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」を加え、同様式注4(1)中「特定非営利活動促進法(以下「法」という。))」を「法」に改め、同様式注4(2)イを削り、同様式注4(2)ウ中「及びイ」を削り、同様式注4(2)ウを同様式注4(2)イとし、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3の次に次のように加える。

4 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第23条第1項の変更後の役員名簿2通(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により非所轄法人(県民ボランティア活動の促進等に関する条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。)が届け出る場合は、1通)を添付してください。

様式第3号を様式第4号とする。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に、「設立(合併)登記完了届出書」を「設立登記等完了届出書」に、「設立(合併)の登記」を「

設立 合併

」の登記に改め、同様式注2を次のように改める。

2 次の書類を添付してください。

なお、(3)の財産目録は、2通を添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記事項証明書
- (2) 県民ボランティア活動の促進等に関する条例(以下「条例」という。)第19条第2項の登記事項証明書の写し
- (3) 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の財産目録
- (4) 条例第19条第3項の認証に関する書類の写し

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第3条関係)

補 正 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申立者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () 番

特定非営利活動促進法第10条第3項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

補正する書類の種類		
補正する書類の申請日		
補正の内容	補正前	補正後
補正の理由		

注1 「補正する書類の種類」の欄は、申請書の場合はその申請書の名称を、申請書に添付された書類の場合

合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言を記載してください。

- 2 「補正の内容」の欄は、補正しようとする内容について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表の形式で記載してください。

なお、書ききれない場合は、別紙としてください。

- 3 補正後の申請書又は書類（当該補正に係るものに限る。）を添付してください。

なお、次の書類について補正を行う場合は、当該書類2通を添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項第1号（法第34条第5項において準用する場合を含む。）又は法第25条第4項の定款
- (2) 法第10条第1項第2号イ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の役員名簿
- (3) 法第10条第1項第5号の設立趣旨書又は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第5号の合併趣旨書
- (4) 法第10条第1項第7号の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書又は法第25条第4項の定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (5) 法第10条第1項第8号の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書又は法第25条第4項の定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

A 4

様式第13号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式（表面）の部中「第41条第1項」の右に「又は同法第64条第1項若しくは第2項」に改め、同様式（裏面）の部を次のように改める。

(裏面)

特定非営利活動促進法（抜粋）

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

様式第13号を様式第14号とする。

様式第12号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、

「

定款に記載された目的	
------------	--

」

を

「

合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地	
合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的	

」

に改め、同様式注1中「欄」の右に「及び「合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地」の欄」を加え、同様式注2(5)イを削り、同様式注2(5)ウ中「及びイ」を削り、同様式注2(5)ウを同様式注2(5)イとし、同様式注2(10)中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第11号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式注中「第29条第2項」を「第31条第2項」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、

「

解散した特定非営利活動法人の譲渡すべき残余財産	
-------------------------	--

」

を

「

解散した特定非営利活動法人の名称	
解散した特定非営利活動法人の譲渡すべき残余財産	

」

に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「清算人就職届出書」を「清算中における清算人就任届出書」に、「就職しました」を「就任しました」に、「就職した」を「就任した」に改め、同様式注中「第27条第2項」を「第29条第2項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第8号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式注2中「第26条第2項」を「第28条第2項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「解散認定申請書」を「事業の成功の不能による解散認定申請書」に、「次のとおり特定非営利活動法人の」を「次のとおり」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号(第8条関係)

定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

.....
名称及び代表者の氏名

.....
電 話 (.....) 番

特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の登記を完了しましたので、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出します。

注 登記事項証明書のほか、次の書類を添付してください。

- (1) 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（以下「条例」という。）第24条第2項の登記事項証明書の写し（特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人（条例第40条第2項に規定する非所轄法人をいう。以下同じ。）が提出する場合は、添付する必要はありません。）
- (2) 条例第24条第3項の認証に関する書類の写し（認証を要しない定款変更の場合又は法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、添付する必要はありません。）

A 4

様式第14号の次に次の9様式を加える。

様式第15号（第17条関係）

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） 番

特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人としての認定を申請します。

設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
過 去 の 認 定 の 有 無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 年 月 日 ~ 年 月 日
過 去 の 仮 認 定 の 有 無 (仮認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)
認 定 取 消 し の 有 無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
仮 認 定 取 消 し の 有 無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)
この申請において適用する 広く市民からの支援を受けているかどうかを 判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	<ul style="list-style-type: none"> 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の氏名	電話（ ） 番

注1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、法人の設立の日以後1年を超える期間が経過していなければこの申請書を提出することができません。

- 2 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければこの申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- 4 「この申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 なお、同欄中「相対値基準・原則」とは特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）を、「相対値基準・小規模法人」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）を、「絶対値基準」とは法第45条第1項第1号ロに掲げる基準を、「条例個別指定法人」とは法第45条第1項第1号ハに掲げる法人をそれぞれ指します。
- 5 「現に行っている事業の概要」の欄及び「その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。
- 6 次の書類を添付してください。
 なお、(2)及び(3)の書類は、2通を添付してください。
 - (1) 法第44条第2項第1号の寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
 - (2) 法第44条第2項第2号の認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - (3) 法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

A 4

様式第16号（第18条関係）

認定の有効期間の更新申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり認定の有効期間の更新を申請します。

事業年度	月 日 ~ 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日
認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日
この申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）	{ 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名	電話（ ） ー 番

注1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの

間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合を除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。

2 「認定の有効期間」の欄には、直近の特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。

3 「この申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

なお、同欄中「相対値基準・原則」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）を、「相対値基準・小規模法人」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）を、「絶対値基準」とは法第45条第1項第1号ロに掲げる基準を、「条例個別指定法人」とは法第45条第1項第1号ハに掲げる法人をそれぞれ指します。

4 「現に行っている事業の概要」の欄及び「その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。

5 次の書類をそれぞれ2通添付してください。ただし、既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものについては、添付する必要はありません。

- (1) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項第2号の認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (2) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

A 4

様式第17号（第19条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電 話（ ） — 番

その他の事務所の所在地

電 話（ ） — 番

次のとおり特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出します。

定 款 変 更 の 認 証 日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後

A 4

様式第18号（第20条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電 話 () ー 番

特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり代表者を変更しましたので、届け出ます。

認定(仮認定)の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
変更年月日	年 月 日
変更前の代表者の氏名及び住所	
変更後の代表者の氏名及び住所	

A 4

様式第19号(第21条関係)

認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電 話 () ー 番

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次の書類を提出します。

認定(仮認定)の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日	
提出する書類		チェック欄
(1) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第54条第2項第2号の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
(2) 法第54条第2項第3号の前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類		
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		
ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (7) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (4) 役員等との取引		
エ 寄附者(当該認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定(仮認定)特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名		

並びにその寄附金の額及び受領年月日	
オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日	
(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

注1 「提出する書類」の欄の各書類を作成するごとに、同欄の右側の「チェック欄」にチェックを入れ、全ての提出する書類を作成したことを確認の上、提出してください。

2 所轄庁に提出する場合に限り、(1)から(3)までの書類は、2通を提出してください。

A 4

様式第20号（第22条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、助成の実績の書類を提出します。

認定（仮認定） 年 月 日	年 月 日		
認定（仮認定） の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	

注1 「支給日」の欄、「支給対象者」の欄、「支給金額」の欄及び「助成対象の事業等」の欄の記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。

2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載してください。

3 所轄庁に提出する場合に限り、特定非営利活動促進法第54条第3項の助成の実績の書類は、2通を提出してください。

A 4

様式第21号（第22条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） ー 番

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、海外への送金及び金銭の持出しについて記載した書類を提出します。

認 定 (仮 認 定) 年 月 日	年 月 日	
認 定 (仮 認 定) の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
金 額	使 途	予定日 (実施日)
円		年 月 日
事 前 に 提 出 で き な か っ た 場 合 の 理 由		

- 注1 「金額」の欄、「使途」の欄及び「予定日 (実施日)」の欄の記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。
- 2 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載してください。
- 3 所轄庁に提出する場合に限り、特定非営利活動促進法第54条第4項の海外への送金及び金銭の持出しについて記載した書類は、2通を提出してください。

A 4

様式第22号 (第23条関係)

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話 () 番

特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を申請します。

設 立 年 月 日	年 月 日
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日
過 去 の 認 定 の 有 無	有 ・ 無
過 去 の 仮 認 定 の 有 無	有 ・ 無
現に行っている事業の概要	
その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名	電話 () 番

- 注1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、法人の設立の日以後1年を超える期間が経過していなければこの申請書を提出することができません。
- 2 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければこの申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人は、この申請書を提出することができません。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄及び「その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名」

の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。

5 次の書類をそれぞれ2通添付してください。

- (1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号の仮認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (2) 法第58条第2項において準用する法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

A 4

様式第23号（第24条関係）

合併の認定を受けるための申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） 番

特定非営利活動促進法第63条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり合併の認定を申請します。

認 定 (仮 認 定) 年 月 日	年 月 日		
認 定 (仮 認 定) の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
事 業 年 度	月 日 ~ 月 日		
特定非営利活動促進法第63条第1項の申請において適用する 広く市民からの支援を受けているかどうかを 判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	{ 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人		
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () 番		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () 番		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () 番		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

注1 「特定非営利活動促進法第63条第1項の申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（パブリックサポートテスト基準）」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

なお、同欄中「相対値基準・原則」とは特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）を、「相対値基準・小規模法人」とは法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）を、「絶対値基準」とは法第45条第1項第1号ロに掲げる基準を、「条例個別指定法人」とは法第45条第1項第1号ハに掲げる法人をそれぞれ指します。

2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。

3 「法人名」の欄及び「現に行っている事業の概要」の欄について、書ききれない場合は、別紙としてください。

4 「現に行っている事業の概要」の欄について、合併によって設立する法人については、今後行う予定の事業を記入してください。

5 「区分」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

6 次の(1)の書類を1通、(2)及び(3)の書類をそれぞれ2通添付してください。ただし、法第63条第2項の申請については、(1)の書類は添付する必要はありません。

(1) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項第1号の寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）

(2) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号の認定又は仮認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(3) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項第3号の寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

A 4

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、様式第1号注2(4)、様式第3号注4(2)及び様式第12号注2(5)の改正規定は、同年7月9日から施行する。